

## 基本協定書（案）に関する質問書への回答（第2回）

標記の件、以下のとおり回答します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
1	基本協定書 (案)	1							基本協定書	基本協定書も募集要項の用語の定義に準じて作成されているものと存じますが、本協定書に解体企業の記載がございません。解体企業についても、本協定書に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり解体企業についても本協定書に含まれます。基本協定書(案)において、解体企業を含めた形式に修正します。